



県章

滋賀県公報

令和7年(2025年)
7月2日
号外(1)
水曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 選挙管理委員会規程

※公職選挙執行規程の一部を改正する規程..... 1

選挙管理委員会規程

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年7月2日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

滋賀県選挙管理委員会規程第1号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程(平成7年滋賀県選挙管理委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表第4第1項カ中「500円」を「1,000円」に改め、同項カを同項キとし、同項オ中「1,000円」を「1,500円」に、「3,000円」を「4,500円」に改め、同項オを同項カとし、同項エ中「。)1夜につき12,000円」を「。)1夜につき23,000円」に改め、同項エを同項オとし、同項ウを同項エとし、同項イの次に次のように加える。

ウ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

別表第4第3項ア中「鉄道賃 船賃」を「鉄道賃、船賃、航空賃」に、「イおよびウ」を「からエまで」に改め、同項イ中「。)1夜につき10,000円」を「。)1夜につき20,000円」に改め、同表第4項ア中「10,000円」を「15,000円」に改め、同項イ中「15,000円」を「20,000円」に改める。

付 則

- この規程は、公布の日から施行する。
- 改正後の公職選挙執行規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を公示されまたは告示される選挙について適用し、この規程の施行の日の前日までに公示されまたは告示された選挙については、なお従前の例による。

